

新潟県立高田南城高等学校校定時制課程 3 年次研修旅行業務
事業委託プロポーザル募集要領

1. 事業概要

(1) 業務名

新潟県立高田南城高等学校校定時制課程 3 年次研修旅行事業

(2) 事業の目的

本事業は、(1)の企画・準備・添乗及び必要となる事務作業を、安全かつ円滑に実施し、研修旅行の目的を達成することを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 参加人数（予定）

55 名（生徒 50 名、引率教員 5 名）

(5) 業務内容

別紙「新潟県立高田南城高等学校校定時制課程 3 年次研修旅行事業委託仕様書」のとおり

(6) 見積限度額

100,000 円以内（事前指導・事後指導、保険料も含む。消費税及び地方消費税を含む。
また、旅行実施までの消費税増税の場合も予算内であること。）

2. 参加資格 本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- (2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること
- (3) 旅行業法施行規則第 1 条の 2 第 1 項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (4) 過去 5 年以内（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行（修学旅行を含む）の受託実績があること
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

3. 説明会

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、説明会は特に実施しません。

必要に応じて、電話にて問い合わせ先まで連絡願います。

4. 参加申込

ア 提出書類 各1部

別紙様式1「プロポーザル参加申込書」及び 別紙様式2、3

イ 申込み期限：令和8年3月6日（金） 17時（必着）

ウ 申込み先： 問合せ先に同じ

エ 方法： 持参、郵送、ファックス

5. 募集要領の内容についての質問受付及び回答

(1) 質問受付

ア 期限： 令和8年3月10日（火） 17時まで

イ 受付場所：問合せ先に同じ

ウ 方法： 持参、郵送、ファックス（様式任意）

(2) 回答

ア 期日： 令和8年3月16日（月） 17時まで

イ 回答先： 上記4により申込のあった全参加者

6. 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書 7部（下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。）

(ア) 基本的な考え方

① 研修旅行に対する基本的な考え方や方針

(イ) 実施体制

① 旅行会社（協力会社）及びコーディネーターの体制

② 添乗員の実績及び体制

(ウ) 行程

① 交通手段

② 宿泊施設の概要、安全性

(エ) 事前・事後研修、現地研修

① 研修の内容やねらい、効果

② 研修の実施方法や創意工夫点、特色等

(オ) 安全管理

① 研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応

② 保険の内容

イ 見積書 7部（様式任意）

交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印すること

(2) 提出期限

ア 期限： 令和8年3月19日（木） 17時（必着）

イ 提出先：問合せ先に同じ

ウ 方法： 持参又は郵送

(3) 留意事項

- ア 参加者は1つの提案しかできないこと
- イ 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めないこと

7. プレゼンテーションの実施

提案者に対しては、提案内容のプレゼンテーションを実施する。

期日： 令和8年3月24日（火） 14時～

8. 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びプレゼンテーションの結果に基づき、企画内容、業務遂行能力、実績、経費等を審査し、総合的評価を行う。本校の研修旅行に関して、最も優れた提案を行った者と次点の者を特定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査の視点
基本的な考え方	① 旅行に対する考え方や方針は明確となっているか。 ② 旅行目的を反映した提案であるか。
行程	① スムーズで無理のない行程か。 ② 負担の少ない交通手段が確保されているか。 ③ 宿泊施設の安全性は確保されているか。
見学・研修	① ねらいに基づいたプランとなっているか。 ② 研修内容に偏りがなく、多様な経験をできるものとなっているか。 ③ 添乗員、現地コーディネーター等の体制は十分であるか。 ④ 創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。
安全	① 緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか。 ② 保険の内容は十分なものとなっているか。
費用	① 旅行のねらいを達成するための適正な価格となっているか。

9. 審査結果の通知

審査結果については、令和8年3月31日（火）17時までに提案者それぞれに文書により通知する。

10. 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11. 問合せ先

〒943-0837 上越市南城町3丁目3番8号

新潟県立高田南城高等学校 定時制課程1年次 担当 梅川 玲子

電話番号：025 (525) 5835

F A X： 025 (526) 3743

12. その他留意事項

- (1) 提案書の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式4「参加申込辞退書」を提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

エ 本要領中1.(6)の見積限度額を大幅に超えた見積額を提案した者

新潟県立高田南城高等学校定時制課程 3 年次研修旅行事業委託仕様書

1. 委託事業名

新潟県立高田南城高等学校定時制課程 3 年次研修旅行事業

2. 研修の目的

本事業は、キャリア教育や防災学習、班別グループ学習等を通じて、規律正しい集団行動を行う中で、教養を深め、自主性を養い、他者の立場や社会生活などを理解する力を身につけるとともに、世界的な視野で物事を捉える力を醸成し、生徒の学ぶ意欲を高めることを目的とする。

3. 旅行期日

令和 9 年 4 月 22 日（木）～ 4 月 23 日（金）の 1 泊 2 日とする。

4. 予算

100,000 円程度とする。（事前指導・事後指導、保険料も含む。消費税及び地方消費税を含む。また、旅行実施までの消費税増税の場合も予算内であること。）

5. 企画内容（概要）— 方面・場所と主たる内容

東京・横浜方面・・・歴史・文化遺産を学ぶ

6. 参加人数（予定）

55 名（生徒 50 名、引率教員 5 名）

7. 委託業務の内容

- (1) 研修旅行の日程表の作成
- (2) 旅行中の交通手段及び宿泊先の確保
- (3) 研修旅行等の企画及び現地でのサポート
- (4) 国内における保護者説明会及び事前・事後研修の企画・運営
- (5) 研修旅行に係る危機管理、現地におけるトラブルへの対応・処理、相談
- (6) 事業実施にかかる諸手続等
- (7) 研修旅行のしおりの作成、参加者への事前・事後の諸連絡及び実施期間中の参加者の一般的な健康管理等

8. その他

- (1) 事前・事後研修及び現地研修一切に係る費用を見積もること
- (2) 費用変動（燃油等）があるものについては、その旨を明記すること
- (3) 提示した内容以外に係る費用（個人的費用、例えば旅券取得、査証、任意保険料、旅行期間中の飲食経費、その他必要と考えられる諸費用等）についても、参考として別紙提出すること